

# 障害者週間

今日は、障害福祉サービスについてお知らせします

福祉児童課 内線 224

## 扶桑町地域生活支援事業

- ① 自動車改造費助成事業  
身体障害者が就労等に伴い、現に所有する車、又は新規購入する車を改造し、社会参加の促進を目的に、自動車改造に要する経費の一部を助成します。
- ② 自動車運転免許取得費助成事業  
身体障害者が就労等に伴い、道路交通法に定める普通自動車免許の取得を行い社会参加を促進するため、普通自動車免許の取得に要する経費の一部を助成します。
- ③ コミュニケーション支援事業  
聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要がある方に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者等の派遣を行います。
- ④ 日常生活用具給付費支給事業  
重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付費を支給します。
- ⑤ 移動支援事業  
屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための介護(移動)支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すための支援を行います。
- ⑥ 地域活動支援センター事業  
身体障害者、精神障害者等を通所

により、創作的活動又は、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ります。

⑦ 訪問入浴サービス事業  
家庭において自力、あるいは家族のみでは入浴困難な重度の心身障害者に対して定期的に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います。

⑧ 相談支援事業  
障害者等からの相談に応じ、必要な情報に関する便宜を提供することや各種福祉サービスの利用調整等必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援を行います。

⑨ 日中一時支援事業  
障害者を日常的に介護している家族の休息や、急務による一時的見守りを保護者に代わり行います。

⑩ 生活サポート事業  
介護給付支給決定者以外であって、日常生活における支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を行います。

⑪ 成年後見制度利用支援事業  
成年後見人制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見人制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

## 自立支援給付

介護給付 居宅介護・短期入所等を受けたとき支給されます。  
訓練等給付 自立訓練・就労移行支援等を受けたとき支給されます。  
自立支援医療 更生医療・育成医療・精神通院医療を受けたとき支給されます。  
補装具 補装具費の現物給付の支給をします。

※いずれもサービス等に係る費用の原則一割が利用者負担となります。  
※利用者負担の額は、所得に応じて一か月あたりの負担上限額が設けられています。

## 障害児通所支援

児童発達支援 療育を必要とする未就学児を対象とする通所による支援です。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。  
放課後等デイサービス 小・中・高校生を対象としています。学校の放課後や長期休暇中において、生活能力を向上するための訓練等を行います。

## タクシー基本料金助成

重度心身障害者の日常生活活動を助けるために、年間36回または24回分のタクシー基本料金を補助するチケットをお渡ししています。交付対象者は、

## 緊急通報システムの設置

象者は身体障害者手帳(1、4級)、療育手帳(A・B判定)、精神保健福祉手帳(1・2級)のいずれかをお持ちの方となります。また、体幹、下肢障害および視覚障害を有する方は36回分を使い終わり次第、追加交付を申請できます。(ただし、自動車税の減免を受けている方は除きます。)

## 訪問理容サービス

ひとり暮らしの重度の身体障害者に、ボタンを押すだけで尾張中北消防司令センターへ緊急通報できる電話機をお貸しします。電話料金は利用者の負担となります。

## 特殊寝台貸与

重度の身体障害者に、特殊寝台を貸与することにより日常生活の便宜を図ります。

## 寝具洗濯乾燥サービス

重度心身障害者で、寝具の洗濯乾燥を月1回行うことにより日常生活の便宜を図ります。

## 配食サービス

日常生活に支障があり、在宅での調理が困難な方に対して、栄養バランスのとれた夕食を家庭に届けます。ただし、重度の心身障害者のみで構成された世帯は、自己負担が必要です。



## 車いす対応車両の貸し出し

- 寄贈された車いす車両の貸し出しを行っています。
- 貸し出し車両 日産キューブ1、400CC
- 対象者 町内に在住の車いす使用者で、運転者を確保出来る方。
- 費用 貸し出しに関する費用は無料で、燃料費及び利用により生じた修繕費は利用者の負担です。
- 貸出期間 貸出日を含め4日間
- 手続き 利用申請書を利用日2週間前までに提出してください。

## 平成29年度 放課後児童クラブの入所申込受付について

福祉児童課 内線 227

児童が学校から帰宅した時、保護者(両親・祖父母等)が、仕事などで不在になる場合や出産・疾病・介護などで保育できない場合を対象に、放課後児童クラブを開設します。4月1日からの入所の希望(通常日のみ利用、通常日及び長期休暇利用、または長期休暇のみ利用)をする方は、お申し込みください。

### 放課後児童クラブについて

- ▼対象児童 小学校新1年生～新4年生
- ▼定員 高雄60人・扶桑東60人・山名60人 斎藤70人・柏森70人・柏森中央60人
- ▼場所 各学習等供用施設内・山名は山名西学習等供用施設内
- ▼利用時間 下校時～午後7時 ※長期休暇及び代休日は午前7時30分～午後7時
- ▼利用料 ・「通常日及び長期休暇」利用の場合…1か月2,400円(8月は1か月4,600円) ・「長期休暇のみ」利用の場合…春休みの4月、3月、夏休みの7月は各1,600円、夏休みの8月は4,600円、冬休みは12月と1月あわせて1,600円
- ▼保険料 年額800円(別に振込手数料が必要)

### 入所案内・申込書等の配付について

- ▼期間 1月4日(水)～20日(金)(土・日・祝日を除く)
- ▼時間 午前8時30分～午後5時15分 ※1月4日(水)、1月18日(水)は、午後5時15分～7時まで福祉児童課で夜間の配付をします。
- ▼場所 扶桑町役場 福祉児童課



### 申込みの受付について

- ▼期間 2月1日(水)～10日(金)(土・日・祝日を除く)
- ▼時間 午後2時30分～6時 ※2月1日(水)は、午後5時15分～7時まで、扶桑町役場福祉児童課で夜間の受付をします。
- ▼場所 高雄・扶桑東・山名・斎藤・柏森・柏森中央の利用する放課後児童クラブ(各学習等供用施設内・山名は山名西学習等供用施設内)
- ▼提出書類 「入所申込書」「勤務(就労)証明書」 ※その他、保護者の状況や入所基準により、診断書や障害者手帳の写しなどを必要とする場合があります。

### 入所の決定について

入所を決定された方には、3月上旬に「入所決定通知書」を郵送で通知します。

### 留意事項

- ①定員を超える申し込みがあった場合は、入所が出来ない場合があります。
- ②児童クラブの申し込み受付期間外の「途中入所」の受付はいたしません。ただし、転入、新たに就職、その他(やむを得ない事情等)の方は、受付可能ですが受け入れ状況によっては直ぐに利用が出来ず、お待ちいただく場合があります。
- ③児童の送迎は保護者の方をお願いします。

## 平成29年度 放課後子ども広場の参加申込書受付について

生涯学習課 ☎(93) 5200

扶桑町教育委員会生涯学習課では、子どもの居場所づくりを目的とした活動を行う「放課後子ども広場」を開設しています。参加を希望される方はお申し込みください。

- ▼申込み期間 2月1日(水)～10日(金) 午前9時～午後4時 ※2月7日(火)は、生涯学習課がお休みのため、申込書の受付ができません。
- ▼対象児童 町内小学校に在籍する新1年生・新2年生
- ▼留意事項 ①受付期間を過ぎますと申し込みができません。 ②放課後児童クラブ(通常日)との重複申し込みはできません。
- ▼受付場所 生涯学習課(中央公民館内)
- ▼連絡・問い合わせ 生涯学習課 ☎(93) 5200

